

第6章 環境保全のための措置

第6章 環境保全のための措置

「第5章 調査、予測及び評価の結果」に示した予測及び評価結果は、表6-1に示す環境保全のための措置を前提としたものであり、事業の実施にあたり、これらの措置は必須事項である。

したがって、これらの内容を特定された事業者へ周知することにより、環境影響の回避・低減を図ることとする。

なお、設計・建設段階においては立会検査等により、運営段階においては運営モニタリングにより、上越市が環境保全措置の実施状況を確認する計画である。

表6-1(1) 環境保全のための措置

環境要素			環境要因	環境保全のための措置
大気質	粉じん等	工事時	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 造成工事及び施設の設置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工区域の周囲に仮囲い（高さ3.0m）を設置し、周辺への粉じんの飛散を低減する。 ・ 強風時、乾燥時に適宜散水を行い、粉じんの発生を軽減する。 ・ 工事用車両が事業実施区域外へ移動する際にはタイヤ洗浄を行い、周辺住宅地へ極力粉じんが飛散しないように配慮する。
	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害物質	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃焼設備等から発生するガス（二酸化硫黄、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素及びダイオキシン類）は、消石灰噴霧、バグフィルター等の設備を設け、排ガス対策を講じる。 ・ 二酸化硫黄、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素及びダイオキシン類について、法令で定める規制基準値等を下回る環境保全目標値を設定し、維持管理を行う。 ・ 塩化水素の維持管理値については、50ppm から 30ppm への見直しを行う。 ・ 施設の運転に当たっては、運転管理を十分に行う。
騒音	騒音	工事時	建設機械の稼働 造成工事及び施設の設置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工区域の周囲に仮囲い（高さ3.0m）を設置し、周辺への騒音の影響を低減する。 ・ 低騒音型の建設機械を採用する。 ・ 建設機械の集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図り、建設機械の稼働台数の低減を図る。 ・ 建設機械の空ぶかしを抑制する。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事関係者の通勤は極力相乗りとして通勤車両台数の低減に努める。 ・ 工事用車両の集中を避けるなど、工事用車両の走行台数の低減を図る。 ・ 規制速度での走行及びアイドリングストップ、空ぶかしの防止などの運転指導を徹底する。

表 6-1(2) 環境保全のための措置

環境要素			環境要因	環境保全のための措置
騒音	騒音	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（機械等の稼働）	<ul style="list-style-type: none"> 機械設備については、極力低騒音型の機械設備の採用に努める。 騒音が発生する機械設備は、必要に応じて鉄筋コンクリート構造の室内に収納し、内壁に吸音材を施工する等の対策を講じる他、排風機等の設備には必要に応じサイレンサー等を取り付け、騒音防止対策を講じる。 対象事業実施区域は騒音規制法の規制区域外であるが、環境保全目標値を設定して、維持管理を行う。
			廃棄物の搬出入	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物搬出入車両の集中を避けるなど、廃棄物搬出入車両の走行台数の低減を図る。 規制速度での走行及びアイドリングストップ、空ぶかしの防止などの運転指導を徹底する。
振動	振動	工事時	建設機械の稼働 造成工事及び施設の設置等	<ul style="list-style-type: none"> 極力振動の少ない建設機械を採用する。 建設機械の集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図り、建設機械の稼働台数の低減を図る。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> 工事関係者の通勤は極力相乗りとして通勤車両台数の低減に努める。 工事用車両の集中を避けるなど、工事用車両の走行台数の低減を図る。 規制速度での走行及びアイドリングストップなどの運転指導を徹底する。
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（機械等の稼働）	<ul style="list-style-type: none"> 機械設備については、極力低振動型の機械設備の採用に努める。 振動が発生する機械設備は、振動の伝播を防止するため、独立基礎や防振装置を設ける等の対策を講じる。 対象事業実施区域は振動規制法の規制区域外であるが、環境保全目標値を設定して、維持管理を行う。
			廃棄物の搬出入	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物搬出入車両の集中を避けるなど、廃棄物搬出入車両の走行台数の低減を図る。 規制速度での走行及びアイドリングストップなどの運転指導を徹底する。

表 6-1(3) 環境保全のための措置

環境要素			環境要因	環境保全のための措置
悪臭	悪臭	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミピット内を常に負圧に保ち、臭気が外部に拡散しない構造とする。 ・ ゴミピット内臭気は、ピット内の空気を燃焼用空気として炉内に送風し、高温酸化処理する。 ・ 全炉停止時に対応するため脱臭装置を設置し、全炉停止時においてもゴミピット内の臭気を外部拡散させない。
			施設の稼働（機械等の稼働）	
水質	水の濁り	工事時	造成工事及び施設の設置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な規模の沈砂池を設置する。（有効容量 500m³を確保） ・ 強い降雨が予想される場合は、裸地をシート等により被覆する。 ・ 沈砂池の放流水質を監視し、異常時は適切な措置を講ずる。
地形及び地質	地盤沈下	工事時	造成工事及び施設の設置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掘削前に地盤状況等の検討を十分に行う。また、必要に応じて地下水低下対策工を施す。 ・ 工事時は、必要に応じて湧水の監視を行う。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用	地形の改變後の土地及び施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新焼却施設の形態・意匠は、違和感のないまとまりのあるものとする。 ・ 敷地等は良好な景観の形成が図れるよう緑化に努める。 ・ 色彩については、上越市環境色彩ガイドラインにおける景観づくりのための環境色彩基準を遵守する。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事時	造成工事及び施設の設置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掘削土砂の敷地内での再利用に努め、建設発生土の発生を抑制する。 ・ 建設発生土を他の土木工事に資材として使用する。 ・ 建設発生土以外の建設副産物を他の土木工事の資材として可能な限りリサイクル利用する。
	廃棄物	土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の発生	

表 6-1(4) 環境保全のための措置

環境要素			環境要因	環境保全のための措置
温室効果ガス等	二酸化炭素等	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス）	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理基本計画（平成23年3月改定）における排出抑制及び再資源化の方針に沿った減量化施策を確実に実施し、ごみ焼却量を削減する。 新クリーンセンターのボイラーで発生した高圧蒸気を優先的に発電に利用し、施設電力を賄う。 新クリーンセンターのごみ焼却廃熱は、余熱利用施設であるくるみ家族園に対し、2.8GJ/hの熱供給（温水供給）を実施する。
電波障害	電波障害	土地又は工作物の存在及び供用	地形の改變後の土地及び施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> 電波障害が生じないように、施設の配置、高さ、外壁の材質に配慮する。